## ○総務省令第九十六号

正する省令を炊のように定める。電波法(昭和二十五年法律第百三十一号)第三十三条の規定に基づき、電波法施行規則の一部を改

令和七年九月三十日

総務大臣 村上誠一郎

電波法施行規則の一部を改正する省合

規定の傍線を付した部分のように改める。 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる電波法施行規則(昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号)の一部を次のように改正する。

改 正 後 改 正 前 (義務船舶局等の無線設備の機器) (義務船舶局等の無線設備の機器) 第二十八条 [略] 第二十八条 「同上」 [27~~ 器] [20~~ 匣刊] 8 小型漁船安全規則(昭和四十九年農林省・運輸省令第一号)第二条第一項に規定する第二種 8 小型の船舶又は我が国の沿岸海域のみを航行する船舶の義務船舶局は、総務大臣が別に告示 小型漁船の義務船舶局等の無線設備に備えなければならない機器は、船舶設備規程第三百十一 するところにより、当該告示において定める機器をもつて第一項及び第二項の規定により備え 条の二十二第二号の表の国際航海旅客能等以外の船舶の項の下欄イに掲げる無線電信等(船舶 なければならない機器に代えることができる。 |女全法第四条第一項に規定する無線電信等をいう。)| をもつて第一項から前項までの規定によ り備えなければならない機器(遭難自動通報設備の機器及び船舶の航行の安全に関する情報を 受信するための機器を除く。)に代えることができる。 備考 表中の [ ] の記載は注記である。

## 選 選

和七年十月一日)から施行する。この省合は、電波法及び放送法の一部を改正する法律(令和七年法律第二十七号)の施行の日(今